



臨時給付金の申請書は提出済みですか？

消費税率の引き上げによる負担を緩和するため、所得の低い方へは臨時福祉給付金、子育て世帯へは子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。なお、対象者と思われる方には8月中旬までに申請書をお送りしています。

まだお手続きをされていない方は、申請期間内にお手続きをお願いします。

支給要件

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金	
支給対象者	平成26年1月1日現在牛久市に住民票があり、平成26年分の住民税が課税されていない方 【支給対象外】 ・課税されている方に扶養されている場合 ・生活保護の受給者である場合 など	平成26年1月1日現在牛久市に住民票があり、次のどちらの要件も満たす方 ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給 ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満	
		【対象児童】 平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童	【支給対象外児童】 ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童 ・生活保護の受給者となっている児童など
支給額	1人につき10,000円 加算対象者…1人につき5,000円を加算 ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者 ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など	対象児童1人につき10,000円	

申請方法 直接牛久市役所2階の給付金窓口へ提出されるか、もしくは返信用封筒でご返送ください。

申請期間 どちらの給付金も7月1日(火)～10月1日(水)

問 牛久市役所給付金窓口 ☎0120-016-294※9月末をもってフリーダイヤルは終了します。



平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします!

No.1

子育てをめぐる社会の現状は、急速な少子化の進行にともない、子ども・子育て支援が量・質ともに満たされておらず、子育てについてはさまざまな課題があると言われています。国においては「一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会」を目指し、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月10日に可決・成立し、8月22日に公布されました。これらの法律に基づき平成27年度から幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることになります。平成27年4月の新制度施行に向けて、今後順次詳細をお知らせしていきます。

新制度の目的

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大、確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

新制度に向けた準備

「子ども・子育て支援法」に基づき「牛久市子ども・子育て会議」を設置しています。学識経験者や子育て支援関係者、事業者代表、保護者代表の皆さんに委員として参加していただき、ご意見を伺いながら国の指針に即した「牛久市子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。

新制度のQ & A

Q：新制度「子ども・子育て関連3法」とは？

A：新制度の創設に関する「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正)」の3つを合せて呼ぶものです。

Q：「認定こども園」とは？

A：就学前の子どもに、幼児教育、保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を持った施設。「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地域裁量型」の4つのタイプに分かれています。

Q：現在の「保育園」「幼稚園」はどうなるの？

A：既存の「保育園」「幼稚園」はそのまま「保育園」「幼稚園」として運営される場合もありますが『認定子ども園』に移行する場合があります。どのように運営していくかは、幼稚園、保育園が決めることになっています。

問 児童福祉課 ☎内線1732